



厚生労働省  
群馬労働局発表  
平成26年5月29日

	雇用均等室
担	室 長 松本 春美
当	地方機会均等指導官 庭山 たくみ
	電 話 027-210-5009

## 6月は「男女雇用機会均等月間」です!!

～踏みだそう ポジティブ・アクション!

男女ともに力を発揮する企業が未来を担う～

厚生労働省では、毎年6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について労使を始め社会一般の認識と理解を深めるため、男女雇用機会均等法（以下「均等法」という。）の一層の周知徹底等を目標に必要な事項を実施することとしています（別添1参照）。

群馬労働局（局長 内田昭宏）においては、本年7月1日から施行される均等法施行規則等の周知を中心に、様々な取組を展開します。

### 【具体的な取組】

#### 1 「改正労働関係法令等セミナー」の開催（別添2）

(1)日 時 平成26年6月23日（月）13:30～16:00

(2)場 所 群馬県公社総合ビル1F 大ホール  
（前橋市大渡町1丁目10番地の7）

(3)セミナーの内容

#### ◆講 演

「企業における女性の活躍促進（ポジティブ・アクション）について」

講師 キャリア・カウンセラー 針原 桂子

#### ◆説 明

- ・ 改正男女雇用機会均等法施行規則等について 群馬労働局雇用均等室
- ・ 雇用保険法の改正について 群馬労働局職業安定部安定課
- ・ 群馬県における女性の活躍促進の取組について 群馬県産業経済部労働政策課

(4)対 象 企業の人事労務担当者等

(5)申込先 群馬労働局雇用均等室

参加申込書に記入の上、6月16日（月）までFAX（027-210-5104）にて申込み

2 上記セミナーの他、各公共職業安定所主催の求人説明会において改正均等法令の説明を行います。

3 事業主に対するポジティブ・アクションの取組促進に向けた事業所訪問を行います。

<添付資料>

(別添1) 第29回男女雇用機会均等月間実施要綱

(別添2) 「改正労働関係法令等セミナー」開催案内チラシ

<参考資料>

- ・男女雇用機会均等法で禁止している「間接差別」の対象範囲が拡大します
- ・いきいきと働く女性が企業の宝（リーフレット）

\*取材自由

## 第29回男女雇用機会均等月間実施要綱

### 1 趣旨

男女雇用機会均等法（以下「均等法」という。）が施行されて以降、法制度上は男女の均等な機会及び待遇の確保は大きく進展し、企業の雇用管理は改善されつつあるが、依然として、男性と比べて女性の勤続年数は短く、管理職比率も低い水準にとどまっており、実質的な機会均等が確保された状況とはなっていない。

実質的な男女均等取扱いを実現するためには、性別によらない雇用管理を行うことはもとより、ポジティブ・アクション（男女労働者間に事実上生じている格差の解消に向けた企業の自主的かつ積極的な取組）の一層の推進により、働き続けることを希望する者が就業意欲を失うことなく自らのキャリアを築き、その能力を発揮できる環境整備等を進めること及び女性の活躍が社会にとってきわめて重要であることについて社会一般に定着させることが重要である。

特に、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いについての相談は引き続き高い水準で推移していることから、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止の徹底を図る必要がある。

また、均等法の省令・指針が改正され、平成26年7月1日より施行されることからその内容を十分に周知するとともに、相談窓口が都道府県労働局雇用均等室（以下「雇用均等室」という。）であることを、社会一般に定着させる必要がある。

厚生労働省では、6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について労使を始め社会一般の認識と理解を深める機会としている。本年度においては、次の目標を掲げ、月間を実施する。

### 2 目標

- (1) 均等法及び改正省令・指針の一層の周知徹底及び履行確保
- (2) ポジティブ・アクションの取組の促進
- (3) 女性の活躍が社会にとってきわめて重要であることについての定着

### 3 テーマ

踏み出そう ポジティブ・アクション！  
～男女ともに力を発揮する企業が未来を担う～

### 4 期間

平成26年6月1日から30日までの1か月

### 5 主唱

厚生労働省

### 6 協力を依頼する機関、団体

関係行政機関、報道機関、使用者団体、労働団体、その他

### 7 実施事項

#### (1) 周知・広報活動の実施

月間の趣旨や均等法の施行状況の記者発表を行うとともに、月間周知用ポスターの作成・配布を行うほか、各種媒体を通じ、7月に施行される改正省令・指針の周知及び妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等の相談窓口が雇用均等室であることも含め広報活動を実施する。

#### (2) 協力依頼の実施

関係行政機関、報道機関、使用者団体、労働団体等に対し、月間実施に係る協力を依頼する。また、使用者団体に対しては、傘下団体・会員企業等に対する男女均等取扱いのための各種取組を促すよう要請する。

#### (3) 均等法に基づく指導の集中的実施

雇用均等室において、男女均等取扱いの実現及び妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止の徹底のための事業主に対する指導を集中的に実施する。

#### (4) 事業主に対するポジティブ・アクションの取組促進

厚生労働省及び都道府県労働局において、直接企業や団体を訪問することにより、企業がポジティブ・アクションの具体的な取組を行うことができるよう必要な助言及び情報提供を積極的に行うとともに、その取組状況についてポジティブ・アクション情報ポータルサイトの活用による情報開示の促進を図る。

# 改正労働関係法令等セミナー

主催：群馬労働局 群馬県

- ◆ 開催日時 **平成26年6月23日(月)** 13:30～16:00
- ◆ 会場 群馬県公社総合ビル 1階大ホール  
(前橋市大渡町1丁目10番地の7 \*裏面案内図参照)
- ◆ 対象者 企業の人事労務担当者、労働者等

## ○講演

「企業における女性の活躍促進（ポジティブ・アクション）について」

講師 キャリア・カウンセラー 針原 桂子

<講師プロフィール>

東京大学文学部心理学専修課程卒業。昭和54年労働省（現厚生労働省）入省。職業安定行政、労政行政、労働基準行政、日本労働研究機構（現労働政策研究・研修機構）等を経て、同省退職。平成10年から女性と仕事の未来館会館準備室にて、相談事業の企画にあたる。平成12年から23年まで女性と仕事の未来館キャリア・カウンセラー。各種団体の行う再就職支援、キャリア・カウンセリング等に関するセミナー講師等をつとめる。著書「再就職を目指す女性をサポートする キャリア・カウンセリングハンドブック」（女性労働協会）

## ○説明

「改正男女雇用機会均等法施行規則等について」

群馬労働局雇用均等室 担当官

「雇用保険法の改正について」

群馬労働局職業安定部安定課 担当官

「群馬県における女性の活躍促進の取組について」

群馬県産業経済部労働政策課 担当官

- ◆ 申込先 群馬労働局雇用均等室  
〒371-8567 前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル9階  
FAX 027-210-5104 (TEL 027-210-5009)
- ◆ 申込方法 下記申込書によりFAXで6月16日(月)までにお申し込みください(参加費無料)  
※但し、定員(120人)になり次第、締め切らせて頂きます。

..... 切り取らずそのまま FAXしてください .....

## 「改正労働関係法令セミナー」参加申込書

事業所名	TEL
	FAX
所在地	
参加者名	

※ご記入いただいた個人情報について、本セミナー以外の目的で使用することはありません。

群馬労働局雇用均等室 FAX：027-210-5104

## 会場案内図



### 大ホール専用駐車場

\*こちらの駐車場をご利用ください。  
\*定員の申込みがあった場合は、**詰め込み駐車**とさせていただきますので、**予めご了承ください**。

### 群馬県公社総合ビル

〒371-8567

前橋市大渡町1-10-7

☎ 027-210-5009 (雇用均等室)